

広報 川島町

11月10日

第368号

毎月10日・25日
福岡県遠賀郡
水巻町発行



わー、でっかいおもいも！

いも掘りでたのしいひととき

わー、でかいもだー。わたしのはちびいもよー。
吉田宮尾につくられたいも畑に第二保育園の園児たちの声がこだましていました。
これは、十一月一日に行なわれたいも掘りの光景で、わずか一時間余りのいも掘り
でしたが、園児たちは泥にまみれながらも、このひとときをたのしんでいました。

町の人口

(51年10月末現在)

人 口	24,479
男	11,868
女	12,611
世帯数	7,272

文化の日

町行政に対する

善行者・功労者二十七名を表彰

菊のかがりがただよう秋空のもと、十一月三日の文化の日を中心に、恒例の文化の祭典が開かれ、十一月二日から六日まで菊花・盆栽・水石・生花・水墨画・書の作品展が開かれました。また、三日の文化の日には、町行政に対する善行者、功労者、協力者二十七名の表彰が行なわれました。

- 江崎伝一郎 吉田大橋
 楠田 保人 吉田車返
 副田 久雄 吉田御輪地
 藤崎 富幸 吉田鯉口
- 【水巻町社会福祉協議会表彰】

◇優良更生世帯

- 末川 虎雄 梅ノ木区

◇社会福祉協働者

- 笹栗 昇 下二
 稲村 ヌイ 古賀区
 栗原 久幸 樋口

◇社会教育功労者

- 中松 健助 吉田ノ二
 島田留一郎 吉田ノ二

◇学校教育功労者

【水巻町教育委員会表彰】

- 伊予 新吾 町職員
 菊池慎一郎 町職員
 片桐アヤメ 町職員
- ◇永年勤続功労者
- 宮下美佐子 頤末小学校
 井上 方子 吉田小学校
 大村 康子 水巻中学校
 網谷真知子 水巻中学校
 林 義秀 水巻南中学校
 田中 嘉子 水巻南中学校

【水巻町表彰】 (敬称略)

- ◇善行者
- 稲村 丑 古賀区
- ◇永年勤続功労者
- 塚本 誠 消防団
 立山 博清 消防団
 福田 光明 町職員
 小山 良子 町職員
 守口 洋五 町職員
 田中多三雄 町職員
 原田 和儀 町職員



永年勤続で表彰をうける立山博清さん

レベルの高い作品がズラリ

第15回青少年競書大会

十月二十四日、頤末小学校で第十五回青少年競書大会が開かれました。

書を通して青少年の情操豊かな人間形成による健全な育成を目的とし、また、日頃の練習成果を発表する場として開かれている大会に、今年も、町内の小・中学生二百三十人余りが参加、力いっぱい筆を踊らせていました。

審査評 中村奇峰

水巻町の学生書道のレベルは、かなり高度とは聞いていたが、や

はり随分高度な作品が多く敬服しました。

良い指導者が在住されていると学生たちの作品が高度なものとなるのが普通で、北九州近郊の町ではトップクラスに属すると思う。しかし、気付いたことは、教育漢字を書かせる指導者と、そうでない指導者がいることで、今後は教育漢字を重視した指導方法はないかと感じた。指導する先生がたにこの問題を投げかけたい。



小学1年 まついひさこ



小学2年 わたなべひろみ



中学2・3年 石川 桂子



中学1年 吉田 聡子



小学6年 石谷利恵子



小学5年 曾根 邦子



小学4年 国武 意智



小学3年 まついりつこ

人間権週

12月4日～12月10日

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊敬と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

世界人権宣言

採択されました。

この世界人権宣言は、すべての人間とすべての国とが達成すべき共通の基準として宣言されたもので、その第一条において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」とうたわれています。

十二月四日から人権週間が始まります。自己の権利を守るとともに、他人の権利をも尊重し合って明るい平和な生活を送るよう努力しようではありませんか。

世界人権宣言は、一九四八年十二月十日パリで開催された第三回国際連合総会において満場一致で

他人の権利を尊重し合って

明るい平和な生活を

ける強調事項は、「人権の共存！ お互いに人権を尊重しよう」、「部落差別の解消」及び「婦人の地位向上」ですが、「同和問題の解消」は、昭和四十年八月に同和対策審議会の答申がなされて十一月に当る現在においても、なお

部落差別による人権侵害が多く発生しているのです。このような同和問題が一日も早く解消されることを強調するためです。

憲法に、「すべての人の人権は保障されなければならない」とありながら、差別を許していることはこのような保障を自ら踏みに行っていることになりません。

国民一人一人がこの機会に、同和問題をはじめとする相互の人権について真剣に考えましょう。

一票の自覚にみよる

良い政治

水巻町選挙管理委員会

人が問題解決のため悩んでいるのではないのでしょうか。

交通事故の事後処理は、当事者間の話し合いによって解決がなされているものと考えられますが、加害者・被害者とも正しい法律知識がない場合、解決までに長い時間をかけ、また、この間に悪質な示談屋の介入を招くなど、不幸な

交通事故問題の解決は 県の交通事故相談所で

県では交通事故による問題の解決のため、交通事故相談所を開設しています。

県内での交通事故は一年間に三万件近くが発生しており、多数の

選挙の投票所がわかります

第一・二・六投票所

水巻町選挙管理委員会では、年内に予定されている総選挙（衆議院議員選挙及び、第十三回最高裁判所裁判官国民審査）に備え、前回の選挙まで使用していた会場が、有権者の増加と会場の狭さにより、選挙事務の遂行に困難さ

投票所	新投票所	旧投票所	関係地区
投票所一 伊左座小学校 講堂	投票所二 吉田団地 公民館	投票所一 下二町住 公民館	立屋敷伊左座、みずほ団地 二町住、下二町住 林住宅、入江興産社宅
投票所六 高松地区 （旧高松区事務所）	投票所二 吉田団地 公民館	投票所一 高松区 公民館	吉田ノ一、吉田ノ二 吉田団地
			高松区、高松団地 梅ノ木区

戸籍謄本の請求には 「使用目的」を明らかに

十二月一日から戸籍謄本の交付請求のしかたが改正されます。改正の理由は、戸籍を不当に利用して、国民のプライバシーを侵害することのないようにすることにあります。

請求するときには、「請求の事由」つまり何の目的に使用するかを具体的に示していただくこととなります。もし、その請求が不当な目的によるものであるときは、これに応じられないこととなります。また、戸籍・除籍の閲覧は、できなくなります。

なお、郵便で請求する場合の手数料は、必ず現金書留か、郵便局の定額小為替で納めてください。

結果となることもあり得ます。交通事故の問題解決のためには専門の相談員のいる県交通事故相談所をご利用ください。

▼福岡県交通事故相談所（県庁内）
（☎092・771・4639）

ご注意ください 道路工事のため 通行できません

- 町内の次の道路が舗装工事のため片側または全面通行止めとなりますのでご注意ください。
- 一、立屋敷一寺島線
11月中旬～12月下旬、舗装工事のため片側通行止
- 二、頃末唐ノ熊一立屋敷線
11月上旬～52年1月、舗装工事のため片側通行止
- 三、吉田一線
11月上旬～52年3月末、舗装工事のため片側通行止
- 四、下二一長割線
11月上旬～52年3月末、舗装工事及び長割橋かけかえのため全面通行止

福岡県 最低賃金の改正



福岡県最低賃金が改正され、県内の事業所では昭和五十一年十一月十一日から、次の最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできませんのでご注意ください。

最低賃金額 一日二十四円
所定労働時間がその事業所の一般労働者の労働時間より短い者、

又は、賃金の大部分が時間によって定められている者については、一時間二百五十五円。
一日額で定められた最低賃金額 一日二十四円の「一日」とは事業所で定められている一日の所定労働時間のことです。

当。なお、時間外、休日労働、深夜業などの割増賃金は、含まれません。
三、最低賃金の適用を除外される労働者
精神又は、身体の障害により著しく労働能力の低い労働者であつて、この最低賃金額以上の賃金を支払うことが不相当と思われる場合、その他
産業別に定められた現行最低賃金で、一日二十四円より低いものには、いづれもこの最低賃金が適用されます。

恩給法・遺族等援護法等の一部が改正されました

恩給法及び遺族等援護法等の一部を改正する法律が、昭和五十一年七月一日施行となりましたのでお知らせします。

七、普通恩給と併給される傷病年金等の減額率の緩和(一五割→一〇割)
八、太平洋戦争前の傷病者に対する傷病年金の支給条件の緩和

恩給法関係

一、普通恩給等の最低保障の改善
二、普通扶助料及び公務扶助料の年額に対する加算措置
三、六十歳以上の旧軍人等の加算減額率の緩和(百五十分の二十から百五十分の二へ)
四、平病死(非公務)による傷病年金等の受給者の遺族に遺族年金支給(十万円)
五、女子公務員の夫に対する扶養加給支給条件の緩和(六十歳以上)

遺族等援護法関係

一、年金額の増額
二、平病死遺族年金等の支給(十万円)
三、夫に係る遺族年金等の支給条件の緩和(六十歳以上)
四、遺族一時金に係る制限期間の延長
五、再婚解消妻等に係る再婚解消期限の延長
六、戦傷病者特別援護法による援護拡充

特別給付金関係

戦没者等の妻に対する特別給付金関係

一、前回再婚解消妻等として「ろ号」の特別給付金を受給した者で、昭和五十一年十月一日に於いて、遺族年金等受給中の者
二、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の受給権を取得した者で当該戦傷病者が昭和四十八年四月一日前に死亡したことにより、戦没者の妻として昭和五十一年十月一日に於て公務扶助料等を受給中の者
以上のかたに額面六十万円、十年償還の国債が支給されます。請求期間は、昭和五十一年十月一日から三ヶ年です。

准看護学生の募集

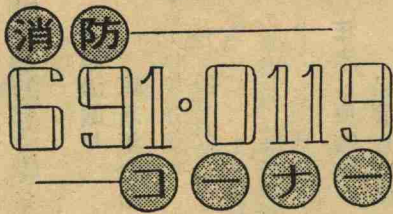
一、前回の特別給付金を受け終った者に継続支給(三十万円又は十五万円)
二、満州事変間(昭和六年九月十八日と昭和十二年七月六日)に公務上の傷病にかかった軍人で、

昭和四十八年四月一日に於て、傷病恩給等を受給中の者の妻(三十万又は十五万円)
三、昭和三十八年四月二日以後戦傷病者等の妻になつた者で、当該戦傷病者が昭和四十八年四月一日に於て、傷病恩給等を受けていた者(十万又は五万円)
以上のかたに十年償還の国債が支給されます。請求期間は昭和五十一年十月一日から三ヶ年です。

▼募集人員 40名
▼教育期間 2年
▼入学資格 中卒・高卒それと同等以上の資格ある者
▼願書受付 12月1日～52年2月16日
▼入学試験 2月17日(筆記・国語、社会、作文) 2月18日(面接、身体検査)
その他くわしいことは看護学院(☎691・3463)におたずねください。

し尿処理施設組合 職員の募集

▼受付期間 11月11日～17日、9時～17時(土曜日は12時まで)
▲試験の種類と区分
種類 初級程度
区分 単純な業務に雇用される職員
採用予定数 1名
備考 本組合、し尿処理施設組合において作業に従事
▼受験資格 高等学校(機械課又は電気課)を卒業した男子で、昭和21年4月2日から31年4月1日までに生れた者
▼試験日 11月22日、9時30分～15時30分
▼種目 教養・作文・口述試験
▼試験場 水巻町役場町長室
▼申込みと申込用紙請求先 中間市遠賀郡四ヶ町環境衛生施設組合事務局(☎691・2184)
▼提出書類 申込書一通、履歴書一通



— プロパンガスの

事故をなくそう —

プロパンガスは空気より重いので、ガスもれを起すと部屋の下の方にたまります。プロパンガスによる爆発事故は、このような性質から生じています。冷蔵庫の下にプロパンガスがたまり、サーモスタットが切り変わる瞬間に引火して事故になっています。

ガスもれによる事故をなくすためにも、次のことに注意しましょう。

1. ゴム管にもれがないか、定期的に石けん水で点検しましょう。
2. ゴム管はガス専用の物を使用しましょう。
3. プロパンガスボンベは、直接日光があたらないようにしましょう。
4. ガスストーブを使うときは、換気に十分注意しましょう。

ガスがもれたときの処置

1. 窓を開けて空気を入れ換えましょう。
2. ガスはほおきで掃き出しましょう。

火災は人災
防ぐのはあなた

全国火災予防運動

11月26日～12月2日

もうすぐ冬—。そろそろ各家庭や職場でも暖房の準備が始まる頃ですが、これらの器具の取扱いは十分注意しましょう。

- 一、プロパンガス、灯油、電気などのストーブ類も取扱いかたを誤ると、爆発や火災の原因となり、また、場合によっては人命損傷の重大事故となります。
- 二、一人一人が防火の意識をもって使用すること、
- 三、「このストーブに限って」と、他人ごとのように考えず点火前、消火後及び器具の日頃の掃除に十分注意し、事故のないよう心がけましょう。
- 四、ストーブ類の置き場の周囲に

燃え易い物はありませんか。

二、ストーブの上で、洗濯物などを乾かさないうように。

三、ガスストーブを消した後は、元栓をしめ忘れないように。

四、灯油ストーブは、消火後の完全消火を再度確認して。

五、電気ストーブの消火後は、必ずコンセントから抜くこと。

狩猟シーズンの

事件・事故の防止

毎年、狩猟期には猟銃、空気銃による人身事故や、猟銃法違反、銃刀法違反などの事件、事故が多

- 一、銃口は絶対に他人に向けない
- 二、発射する方向に人がいないかどうか確認する。
- 三、跳弾の恐れある石、竹森、水面などを撃たない。
- 四、グループで狩猟するときは、お互いの位置を知らせて確かめ

猟銃による人身事故
猟銃の盗難
猟銃の海中落失
猟銃法違反
銃刀法違反
火薬取締法違反

1件
1件
1件
47件
41件
9件

50年度の事故発生件数

- 一、銃と携帯と保管上の心得
- 二、銃はケースか袋に入れて携帯、運搬する。
- 三、銃を携帯・運搬するときは「たま」を装てんしない。
- 四、銃保管庫は、人目につかない安全な場所に固定して設置する。
- 五、「たま」の購入と保管上の心得
- 六、「たま」は計画的に必要なだけ購入し、残弾が出ないようにする。
- 七、「たま」は、実包保管庫に鍵をかけて保管する。

卓球教室

あなたも卓球をしてみませんか—。中学生から社会人まで、卓球の好きな人たちが集り、週に一度、練習に励んでいます。

卓球を通じて親睦を深めています。どなたでも参加できますのでラケットを持って気軽に参加ください。

- ▼練習日 水曜日19時～21時30分
- ▼場所 青少年体育センター(役場横)
- ▼連絡 役場住民課 田中 正晴



愛の献血に

あなたも参加しましょう

- ◇献血の日時 11月12日10時～16時
- ◇場所 水巻町々民会館
- ◇主催 水巻町社会福祉協議会 北九州日赤血液センター

し尿汲取り

年末年始の休業

▼年末年始の休業日
12月29日13時～1月3日まで。ただし、1月は特別の理由の場合以外は臨時汲取りはできませんのでご注意ください。

年末し尿臨時汲取りの申込み

▼申込み期限 12月10日、17時までに町衛生係に電話で申し込みください。

▼料金 定期汲取り料金を支払うこととなります。

し尿汲取り区域の一部変更

次の地域の汲取り業者が、昭和五十二年一月一日から変わりますのでお知らせします。

▼変更区域

吉田車返・御輪地・本村の一部、吉田片山、ヌメリ石、宮尾
▼新しい汲取業者
吉村清掃 中間市岩瀬(☎093・25・1172)

ごみは決められた場所に出しましょう

ごみを出すときは必ず決められた場所に出してください。また、出すときは次のことに注意ください。
一、ごみは必ずポリ袋に入れて出しましょう。
二、指定日以外には出さない。
三、指定日前日の夜は出さない。
四、指定日の当日午前8時までに出してください。

三種混合

予防接種を中止

福岡県衛生部(遠賀保健所)の三種混合予防接種についての実施要項が未決定のため、三種混合予防接種は中止されることになりました。なお、この三種混合予防接種は、県衛生部の実施要項が決定された時点で、再開されることになりましたのでお知らせします。
くわしいことは遠賀保健所予防課(☎691・0629)におたずねください。

母子保健相談

▼日時 11月19日 9時30分～11時30分
▼会場 吉田団地公民館
▼内容 育児と家族計画の相談(体格の計測)

母親学級

(妊婦教育・保健相談)

▼日時 11月1・8・15日 13時30分～15時30分
▼会場 役場西別館
▼内容 妊娠、分娩、産褥及び、家族計画

成人病教室

▼日時 11月17日、13時30分～15時30分
▼会場 遠賀保健所栄養室
▼内容 高血圧症の食事療養指導(調理実習と試食)

心配ごと相談

町社会福祉協議会では、11月の心配ごと相談を次のとおり行ないます。どのようなことでも気軽に相談ください。
▼日時 11月16・26日 時間はいつでも13時～16時30分
▼場所 水巻町々民会館

交通災害共済制度

あなたも加入を

町では不幸にして交通事故にあわれたかたの急場の生活を救済することを目的とし、1日1円の保険、交通共済制度をつくり実施していますが、今年から期間統一を行っているため、9月30日で契約期間が切れています。

継続の手続きは毎日受付けていますので早目に手続きをされるようお願いいたします。

また、この制度は住民のみ皆さんの相互扶助を基本にした共済制度です。お互いに助け合えるよう家族ぐるみの加入をおすすめします。

加入できるかた

水巻町、北九州市、芦屋町、遠賀町、岡垣町、中間市、京都郡、行橋市にお住いのかた。(修学のためこの市・町外に居住している学生は加入できません)

また、住所がこの市・町外でも、町内に勤務場所があれば本人に限り加入できます。

出資金

1世帯 100円(2年目から不要)

共済期間

10月1日から翌年の9月30日までの1年間。中途加入するときは、加入申込みの翌日の午前0時から次に来る9月30日まで。また、50年10月1日以降は、区域外に転出しても、共済期間内の契約は有効になりますので契約書は大切に保存してください。

掛け金

1人年額 360円。中途加入は、毎年9月30までの月数×30円です。

対象となる事故

自動車、オートバイ、自転車、耕うん機、汽車、リフト昇降機、荷車、ケーブルカー北九州市営渡船などの乗物による人身事故(ただし国内での事故に限る)

見舞金の請求

次の書類をそろえ、印鑑を持って役場住民相談室に来てください。①警察署の発行する交通事故証明書 ②医師の診断所 ③加入者証。

また、自転車の転倒による事故などで、交通事故証明書がとれない場合は、かわりに目撃者証明が必要となり、目撃者2名が必要です。事故証明書のかわりに提出してください。

日曜在宅医

11月14日	中村 医院	内・児科	下二	691・5820
21日	有留 医院	内・児科	吉田	691・1394
28日	長谷川 医院	眼 科	樋口	691・1017
12月5日	伊藤 医院	皮膚科	頃末	691・0527

診察時間は9時から17時まで、原則として往診はしません。

□発行人 水巻町長 伊藤衛門 □編集 水巻町住民相談室(電話 601-4321) □印刷 冷牟田印刷合資会社